

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8年 4月 3日

八戸市長 殿



提出者
住 所 青森県八戸市南白山台一丁目11-1
氏 名 八戸圏域水道企業団
企業長 熊谷 雄一
(公 印 省 略)
電話番号 0178-70-7000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	八戸圏域水道企業団 白山浄水場
事業場の所在地	青森県八戸市南白山台一丁目11-1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業 <36>
②事業の規模	浄水施設能力 130,520m ³ /日
③従業員数	32名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	浄水処理(工程) → 発生汚泥 → 天日乾燥床(中間処理) → 脱水・乾燥汚泥 → セメント・堆肥原料へ再生利用

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- 廃棄物処理統括責任者 浄水課長
 廃棄物処理の方針策定、各種事項の決定・承認
 ↓
- 廃棄物処理責任者 浄水課浄水グループリーダー
 廃棄物処理の計画作成、廃棄物管理と改善策検討、監督官庁へ各種報告
 ↓
- 廃棄物処理施設管理 浄水グループ
 ○廃棄物処理委託 保全グループ
 ○廃棄物分析 水質管理グループ及び検査機関

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	排 出 量	14,576.00 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・河川の高濁度時における取水制限 ・浄水処理用薬品の適正注入		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	排 出 量	17,000.00 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・河川の高濁度時における取水制限 ・浄水処理用薬品の適正注入		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	12,287.57 t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	14,400.00 t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

・天日乾燥床のろ過層敷設による脱水効果の向上

・天日乾燥床のろ過層敷設による脱水効果の向上

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	全 処 理 委 託 量	2,288.43 t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,288.43 t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
・セメント、堆肥、改良土への再生利用			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	-
	全処理委託量	2,600.00 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	2,600.00 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	・セメント、堆肥への再生利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。